

政令第百五十二号

銀行法等の一部を改正する法律附則第二条第四項の政令で定める日を定める政令

内閣は、銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十九号）附則第二条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

銀行法等の一部を改正する法律附則第二条第四項の政令で定める日は、令和二年五月三十一日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。